平成２４年（フ）第１６６４号
横浜市中区松影町３―10―４　第一浜松荘226号、住民票上の住所横浜市南区唐沢71番地
債務者　鴨下　孝一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９４号
静岡県藤枝市五十海１丁目13番８号
債務者　鈴木　通恵
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７号
山口県宇部市大字西岐波1902番地１
債務者　岡村　幸雄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月４日午前10時
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７２９６号
東京都世田谷区世田谷３丁目17―７―409
債務者　宮　　広美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９６号
東京都大田区南六郷１丁目29―１―803
債務者　遠藤　喜一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４１９号
東京都港区北青山３丁目12番
債務者　及川　澄子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４９号
東京都足立区綾瀬２丁目１―21―204
債務者　秋山　雄太
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３１２４号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番３号
破産者　株式会社テーエム企画
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６号
北海道江別市角山425番地17
破産者　有限会社オートサービス常豊
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９９号
札幌市豊平区水車町６丁目３番１号
破産者　株式会社Ｋ’ｓ企画
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９４号
名古屋市中川区好本町２丁目65番地
破産者　有限会社北栄中央建設
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の１
破産者　株式会社アーバンアート
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３９号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目１番地
破産者　株式会社キーポイントジャパン
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７９号
新潟市江南区曙町１丁目684番地３
破産者　株式会社弥七自動車
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４５号
金沢市辰巳町ロ40番地３
破産者　株式会社フジタ
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６１号
金沢市窪３丁目377番地２
破産者　有限会社伊藤防水工業
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府東大阪市昭和町20番19号
破産者　株式会社マックスディビジョン
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
岡山市北区表町２丁目３番63号
破産者　有限会社よし川
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９号
広島県福山市西新涯町１丁目12番１号
破産者　株式会社西備
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７８号
沖縄県宜野湾市大山６丁目２番18号
破産者　有限会社ベストビバレッジ
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部